



しあわせ便り

創刊号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研（社会保険労務士事務所）
社会保険労務士（所長）門元 隆臣

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301
携帯電話：090-5249-4848 Fax/Tel:0996-88-5326
Mail:info@shiaawase-ci.com
Web Page URL: http://shiaawase-ci.com/

スマホ登録
QRコード

～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

創刊の挨拶

蔵之元で生まれた所長は、3歳の頃家族で関西（大阪、奈良）に移り住み、半世紀以上を過ごしました。還暦を迎える故郷に還ってきた所長が、微力ながら長島町の皆様の「しあわせ創り」をお手伝いするために「しあわせ創研」（社会保険労務士事務所）を開設しました。

この「しあわせ便り」はそんな思いをお届けするために創刊しました。わかりにくく法律の解説やちょっと気になる話題など、企業・個人の枠を超えて紙面の許す限り有用な情報をお届けしますのでお役立てください。

◆気になるあれこれ

36協定（時間外労働と休日労働に関する協定届）を労働基準監督署に届け出ていないと、1日8時間1週40時間を超える労働をさせることができません。

働き方改革で長時間労働の是正が叫ばれるなか、労働基準監督署も労働時間の管理に目を光らせています。監督署が臨検に来た時、一番に問われるのが36協定締結の有無です。

経営者が率先して労働法規を守ることで、社員は安心して働くことができ、それが会社発展の第一歩となるのではないでしょうか。

What's? 社労士

社会保険労務士（社労士）は、他の専門士業、例えば弁護士や税理士、行政書士などと比べて知名度がかなり低いようです。一時期、消えた年金問題が社会を騒がせた頃、メディアにも頻繁に登場していましたが、それが沈静化したように見える昨今、また忘れ去られてしまったように思えます。

そんな社労士の仕事をシリーズでご紹介しますのでお楽しみに。

6月の総務課ダイアリー

6月11日…源泉税・市町村民税納付期限、建設業の一括有期事業開始届提出期限

労働保険の年度更新と社会保険の算定基礎届の期限が7月10日です。そろそろ準備が必要です。

おしらせ

- ・毎月、8の付く日（8、18、28）は集落に訪問して無料相談会を開催します。
- ・6月11日(月)～16日(土)は奈良出張の予定です。

4コマまんが

行き、しあわせさん!!

Vol.1 しあわせさん、現る!!

ピンポーン!



ガラガラ~

